

米国企業の腐敗の実体

西藤先生から、米国企業の非倫理的行動の現状に我々はもっと目を向けるべきである、という指摘が行われました。西藤先生ご指摘の根拠の一つに、主に *Time*, *Financial Times*, *Economist* 等々の journalism 媒体が、米国有力企業の“不祥事”を大きく報じている、という事実にあるように思われました。西藤先生からいただいたこれらメディアの記事のいくつかを、私なりに読んで見ました。私の読後感を以下簡単に纏めてみました。理念哲学部会の discussion の素材となれば幸甚です。

- (1) **Johnson & Johnson の不祥事**：報じられているのは J&J 社が“汚染されたピル”を発売したことに対する消費者からの訴え、“人口ヒップ”の使用により健康上のトラブルに見舞われたという消費者からの訴え、新薬開発で病院、医師等に不正なキックバックを払っていたという whistle blowers からの訴え、Risperdal（精神病治療薬）の副作用に対する説明が不十分であったとする患者および医師からの訴え等々に司法当局が反応した結果、同社は“不祥事”を起こした、というものです。しかし、いずれの事件も、“行き過ぎた消費者保護行政”、FDA 当局が国家的権威を守るために、新薬開発に民間企業が“不当に”に介入する事への反発を強めたこと等々の事情が底流にあるので、一概に J&J 社に“企業倫理”が欠けていたと、短絡的に結論づけてはいけないという、論調も見られます。
- (2) **ゴールドマンサックス社の評判**：ゴールドマンサックスの社員構成は、executives, partners, analysts, employees 等々となっており、analysts や employees は、報酬を給与として受け取るが、partners は、実行した投資案件の運用成績に応じて報酬を受け取る仕組みとなっている。腕利きの partners は、報酬のよい投資会社を渡り歩くのが常で、ゴールドマンサックスは、その意味では人気があり、優秀な partners が多数集まっていた。ところが、最近、そうした partners がゴールドマンサックスを離れていく傾向が目立っている。これは、ゴールドマンサックスが払う報酬に魅力が失われてきたということだけではなく、この企業自体の体質に変化が生じているからだという見方も出ているようだ。しかし、別の見方もある。ゴールドマンサックスは、方針に基づき、パートナーを定期的に入れ替えることを従来からも行っており、環境変化に対応して、新しい投資先分野を開拓するために、一斉に partners の入れ替えを行っているだけで、同社の企業体質の魅力が失われたというわけでもなさそうだ、という見方もある。
- (3) **ウラルマート社の企業不祥事**：米国には Foreign Corrupt Practices Act (FCPA)=連邦海外腐敗行為防止法という法律があり、Walmart 社は、メキシコでの事業展開で、メキシコ当局に賄賂を支払ったという嫌疑で、FCPA に準拠して告発された。1970 年代半ばの連邦証券取引委員会 (SEC) による調査の結果、400 を超える米国企業が、外国の公務員や政治家に対し、3 億ドルを超える、違法な支払をしていたことを認めた。外国政府から何等かの有利な取り扱いを受けるために外国高官に対して支払った賄賂から、政府の現場係官がその補助的職務や事務的職務を果たすことを確保するために支払ったとされる、いわゆる「円滑化のための支払」まで、様々なものが含まれていた。アメリカの企業システムの正統性と integrity に対する公衆の信頼を回復することを意図して、連邦海外腐敗行為防止法は制定された。適用例としてジーメンス社のケースが知られている。2008 年 12 月、ジーメンス社とその子会社は、連邦証券取引委員会との間で、FCPA 違反事件に関して和解の合意に達した。委員会によると、同社は、2001 年から 2007 年の間に、南米、アジア、中近東、アフリカの諸国の公務員 4000 人以上に対して約 14 億ドルの賄賂を支払

って、ビジネスを獲得し、11億ドルの利益を上げた。ジーメンス社は、委員会の主張を否認も認容もせず、利益の一部返還という形で委員会に3億5000万ドルの課徴金を支払うことに合意した。*Time* 誌コラムニスト Rana Foroohar は、”Walmart’s discounted ethics. Its Mexican bribery scandal shows the perils of bowing to local ‘custom’”という見出しで、business ethics にあつては、“郷に入つては郷に従え”のルールを適用すべきではなく、アメリカの倫理観を発展途上国に於いても貫くべきだと主張しているが、*Economist* は、メキシコのような発展途上国（失礼！メキシコはOECDの加盟国でした！）にありがちな、不必要に煩雑な公的諸手続が、こうした賄賂あるいは“円滑化費用”の必要性を生み出しているのだと、Walmart に多少同情的な見解も示している。

私の感想をここで一区切りして、総括的にコメントします。まず、ジャーナリズムの報道は、事実関係を知る二次資料としてはそれなりの意味を持つと思います。（特に、現場を離れると一次資料の入手は困難となります。）しかし、新聞、雑誌に見られる分析やコメントは、あまり役に立たないと思います。なぜならば、“拙速を以て貴しとする”ジャーナリズムの性格上、分析が薄っぺらになるからです。次に、記事は review されないまま発表されるので、内容に bias が掛かりがちです。分析やコメントに関しては、peer review された学術論文を参照すべきだと思います。

西藤先生が指摘されている問題と関連が深い書物を一冊を、ご紹介したいと思います。Tamar Frankel *Trust and Honesty America’s Business Culture at a Crossroad* (2006 Oxford Univ. Press)

著者の Frankel は、Boston University の Professor of Law で fiduciary duty や finance law の研究者ということです。本年7月11日～14日ポーランドで開催される ISBEE World Congress の coordinators の一人であることから、その名前を知り、彼女の業績を検索した結果、この書物を知ったという次第です。内容は、(1) 信用の悪用と欺瞞の横行、(2) 信用の悪用と不信の分析、(3) 欺瞞の原因、(4) 米国文化の変化、(5) 機会増大と誘惑の増大、(6) 市場主義の強化と道徳および法制の弱体化、(7) 法律原則の解釈の微妙な変化、(8) 職業のビジネス化、(9) ”In Markets We Trust” (アメリカのコインに刻まれている In God We Trust をもじったもの)、(10) なぜ法的強制力が詐欺行為の大雪崩を食い止めることが出来ないのだろうか。「我々は、正直な社会 (honesty society) を再構築するために、あらゆる努力を惜しむべきではない。なぜならば、honest societyこそが豊かな社会の実現を約束してくれるからである。honest society がもたらす豊かな実りを刈り取るのではないか。」と結論で述べて、ブラウニングの”A man’s reach should exceed his grasp. “を引用している。(手に触れるものだけを求めるのではなく、手を伸ばして、その先にあるものを手に入れよう、という意味。この文章の次に” or what’s a heaven for?” (さもなくば、何のために天国はあるのか) が続くのだが、それは引用されていない。

ユートピアをこの世に実現することは不可能だが、ユートピアの実現を心に秘めておくことが、我々の日々の行動の指針となるのである、と結んでいる。Francis Fukuyama の *Trust* は1995年の出版でした。この書物の中で、フクヤマは信用こそが豊かな社会実現の要であり、信用を重んじる文化をはぐくんできた諸国が経済的発展を遂げたと結論づけています。そして、信用を重んじる文化を持つ諸国として、アメリカ、ドイツ、日本を挙げ、その反対の諸国に、フランス、イタリア、中国を挙げています。1995年から2006年までの11年間にアメリカで何が起きたというのでしょうか。